インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止について

学校保健安全法等の規定により、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は出席停止となります。この期間は、欠席の扱いになりませんので、治療に専念していただきますようお願いします。

感染症名	【出席停止期間】			
インフルエンザ	発熱後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで			
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日 を経過するまで			

- 注1 「発症日(発熱)」を0日として数える
- 注2 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

また、出席停止の際には、愛知県教育委員会に理由及び期間等を報告する必要があるため、 下記の「出席停止感染症報告書」(きりとり線以下)を保護者が記入し、薬の説明書等を添 付のうえ、登校時に担任にご提出ください。

出席停止感染症報告書

保護者記入 医療機関の証明は必要ありません 薬の説明書等を添付してください

愛知県立豊明高等学校長 様

	_		年	組	番	氏	名					
						保護者	省名					
I	病 名	(当て	・インフ	に〇をつ! ルエンザ ロナウイ <i>!</i>			、 ※同	時感染⊄)場合	は両力	ちに〇])
2	出席停止期間			月	日	~	月		日			
3	受診医療機関											

提出先:生徒→学級担任→保健室

	担任	保健室
検		
印		

担任で確認:薬の説明書等の添付